別記様式第十一（第三十三条関係）

各筆各権利別清算金明細書

権利者の住所及び氏名	従前の土地									換地処分後の土地									清算金、仮清算金及び清算金精算額		供託すべき金額	記事
	市区町村及び町又は字	地番	地目	地積	所有権以外の権利又は処分の制限				権利価額	街区番号	市区町村及び町又は字	地番	地目	地積	所有権以外の権利又は処分の制限			権利価額	徴収	交付		
					種別	部分	符号	地積							部分	符号	地積					

備考

1　「権利者の住所及び氏名」欄には、権利者が法人であるときは、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地を記載すること。

2　従前の土地に係る「市区町村及び町又は字」、「地番」、「地目」及び「地積」の各欄は、登記簿に登記された表示により記載すること。この場合において、「地積」欄には、登記簿に登記された地積が換地を定めるときの基準となる従前の地積（以下「基準地積」という。）と異なるときは、当該基準地積を併記すること。

3　従前の土地について存する所有権以外の権利又は処分の制限に係る「種別」、「部分」、「符号」及び「地積」の各欄には、既登記のもの及び申告又は届出があつたものについて、該当事項を記載すること。この場合において、「種別」欄には、既登記のものについては、その登記簿に登記された順位番号を冠記し、「地積」欄には、登記又は申告若しくは届出に係る地積が基準地積と異なるときは、当該基準地積を併記すること。

4　「権利価額」欄には、土地若しくは借地権又は先取特権、質権、抵当権若しくは処分の制限の存する土地の部分の価額を記載すること。

5　「街区番号」欄には、換地図に記載された街区番号を記載すること。

6　換地処分後の土地に係る「部分」、「符号」及び「地積」の各欄には、従前の土地に存する所有権以外の権利又は処分の制限で換地処分後の土地について存することとなるものについて、該当事項を記載すること。

7　法第36条において準用する土地区画整理法第95条第５項の規定による特別の定めをする土地については、「清算金、仮清算金及び清算金精算額」欄に当該特別の定めをしない場合において清算すべき金額を併記し、「記事」欄に特別の定めによる旨を記載すること。

8　「記事」欄には、従前の土地について、別記様式第十備考６の例により記載すること。

9　電子計算機その他の機器により記載する場合には、それに必要な限度において、欄を適宜組み替え、又は新たに欄を設けることができるものとすること。